

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年8月15日

横浜市契約事務受任者  
選挙管理委員会事務局長 武島 和仁

1 契約の概要

- (1) お知らせ用はがき 15,000部の印刷（令和7年7月20日執行参議院議員通常選挙）
- (2) 参議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等の名称等の掲示の共同印刷（令和7年7月20日執行参議院議員通常選挙）
- (3) 横浜市議会議員金沢区選挙区補欠選挙投票用紙 163,500枚の印刷（令和7年8月3日執行横浜市議会議員金沢区選挙区補欠選挙）
- (4) 投票所用車椅子の借入（レンタル） その1（令和7年7月20日執行参議院議員通常選挙）
- (5) 投票所用車椅子の借入（レンタル） その2（令和7年7月20日執行参議院議員通常選挙）
- (6) 投票所用車椅子の借入（レンタル） その1（令和7年8月3日執行横浜市長選挙）
- (7) 投票所用車椅子の借入（レンタル） その2（令和7年8月3日執行横浜市長選挙）

2 履行（納品）場所

- (1) 選挙管理委員会事務局選挙課
- (2) 選挙管理委員会事務局選挙課及び18区選挙管理委員会
- (3) 選挙管理委員会事務局選挙課及び金沢区選挙管理委員会
- (4) 旭区選挙管理委員会ほか1か所
- (5) 鶴見区選挙管理委員会ほか14か所
- (6) 旭区選挙管理委員会ほか1か所
- (7) 鶴見区選挙管理委員会ほか14か所

3 契約日

- (1) 令和7年7月3日
- (2) 令和7年7月11日
- (3) 令和7年7月1日
- (4) 令和7年7月5日
- (5) 令和7年7月11日
- (6) 令和7年7月11日
- (7) 令和7年7月25日

4 履行日又は履行期間

- (1) 令和7年7月11日

- (2) 令和7年7月15日
- (3) 令和7年7月1日から令和7年7月29日まで
- (4) 令和7年7月15日から令和7年7月24日まで
- (5) 令和7年7月15日から令和7年7月24日まで
- (6) 令和7年7月29日から令和7年8月5日まで
- (7) 令和7年7月29日から令和7年8月7日まで

## 5 契約金額

- (1) 231,000 円
- (2) 355,740 円
- (3) 2,230,140 円
- (4) 390,000 円
- (5) 2,951,200 円
- (6) 390,000 円
- (7) 2,900,850 円

## 6 契約の相手方（名称及び所在）

- (1) 株式会社 ジャンボ  
横浜市青葉区荏田町 1474-4 ジャンボビル
- (2) 株式会社 野毛印刷社  
横浜市中区相生町 5-79
- (3) T O P P A Nエッジ株式会社 東京エリア第二営業本部  
横浜市西区花咲町 7-150
- (4) 株式会社岡田屋  
横浜市旭区二俣川 2-50-14 コプレ二俣川オフィス 11 階
- (5) エイトレント株式会社 東京支社  
東京都品川区北品川 5-1-18
- (6) 株式会社岡田屋  
横浜市旭区二俣川 2-50-14 コプレ二俣川オフィス 11 階
- (7) エイトレント株式会社 東京支社  
東京都品川区北品川 5-1-18

## 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

- (1) 参議院選挙と市長選挙が近接することにより、一定期間に市外から転入された方の投票場所が変更なるため、対象者に対して正しい情報をいち早くお知らせする必要があった。  
投票期間までの極めて短い期間で契約締結しなければ、一部の選挙人に不利益が生じるため、選挙人、立候補者及び本市にとって多大な損害が生じると考えられたため。
- (2) 6月 24 日の閣議において、第 27 回参議院議員通常選挙について、公示日 7 月 3 日、選挙期日 7 月 20 日と決定された。参議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等の名称等の掲示は、投票所において、選挙人が投票する際に必要不可欠である。  
当該掲示物の印刷は、神奈川県選挙管理委員会が県域全ての発注を一括して事業

者に行っているものであり、通常の契約手続きを行うことができず、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたすこととなり、有権者にとって償うことのできない損害が生じると考えられたため。

- (3) 投票用紙は、極めて短い期間の中で校正等を特に慎重に行う必要があり、選挙管理委員会が求める納期までに成果物を納品するためには、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結しなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者、立候補者及び本市にとって償うことのできない損害が生じると考えられたため。
- (4) 第 27 回参議院議員通常選挙については、公告を行い競争入札に付したが、入札者なくおわった。至急契約締結しなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、特に車椅子を必要とされる有権者及び本市にとって償うことのできない損害を生じると考えられたため。
- (5) 第 27 回参議院議員通常選挙については、公告を行い競争入札に付したが、入札者なくおわった。至急契約締結しなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、特に車椅子を必要とされる有権者及び本市にとって償うことのできない損害を生じると考えられたため。
- (6) 令和 7 年市長選挙については、公告を行い競争入札に付したが、入札者なくおわった。至急契約締結しなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、特に車椅子を必要とされる有権者及び本市にとって償うことのできない損害を生じると考えられたため。
- (7) 令和 7 年市長選挙については、公告を行い競争入札に付したが、入札者なくおわった。至急契約締結しなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、特に車椅子を必要とされる有権者及び本市にとって償うことのできない損害を生じると考えられたため。

## 8 契約の相手方の選定理由

- (1) 有資格者名簿からヒアリングを行ったところ、選定事業者のみが納期までに対応可能との明確な回答があったため。
- (2) 神奈川県選挙管理委員会が一括して発注した受注可能な事業者のため。
- (3) 有資格者名簿からヒアリングを行ったところ、選定事業者のみが納期までに対応可能との明確な回答があったため。
- (4) 直近の横浜市議会議員南区選挙区補欠選挙において業務にあたった経験があり、迅速かつ確実に調達可能な事業者であると判断したため。
- (5) 直近の衆議院議員総選挙において業務にあたった経験があり、迅速かつ確実に調達可能な事業者であると判断したため。
- (6) 直近の横浜市議会議員南区選挙区補欠選挙において業務にあたった経験があり、迅速かつ確実に調達可能な事業者であると判断したため。
- (7) 直近の参議院議員総選挙において業務にあたった経験があり、迅速かつ確実に調達可能な事業者であると判断したため。

## 9 所管課

選挙管理委員会事務局選挙課